有楽自治会 個人情報取扱ルール

制定　令和５年３月７日

（目的）

第１条　この取扱ルールは、有楽自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第２条　本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第３条　本会は、この取扱ルールをホームページに掲載して、いつでも会員が閲覧できるようにします。

（管理者）

第４条　本会における個人情報の管理者は会長とします。

（取扱者）

第５条　本会における個人情報の取扱者は役員、監査およびブロック委員とします。

（秘密保持義務）

第６条　個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。

（個人情報の取得）

第７条　本会は、会長が有楽自治会入会申込書を会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

２　本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号とします。

３　本会が作成する有楽自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号とします。

４　本会ブロック委員がブロック会員名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号とします。

５　本会が運営するイベント協力者登録制度に登録する会員については、会員の了承を得てメールアドレスの情報を取得できるものとする。

（利用）

第８条　本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。

（１）会費の請求、管理、その他文書の送付など
（２）会員名簿の作成及び会の区域図の作成
（３）災害等の緊急時における支援活動
（４）本会が運営するイベント開催時の協力者募集活動

（管理）

第９条　個人情報は、役員、監査が保管するものとし適正に管理します。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）

第 10 条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

（１）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
（２）法令に基づく場合
（３）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
（４）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 11 条　取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成し保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 12 条　取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く。）から個人情報の提供を受けるに際しては、記録を作成し保存します。

（開示）

第 13 条　会員は、第７条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。

２　管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、本人に開示します。

（個人情報の訂正等）

第 14 条　会員は、第７条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができます。

２　前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各役員、監査にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について各役員、監査に連絡することをもってこれに替えることができる

ものとします。

（漏えい発生時等の対応）

第 15 条　取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

（開示請求及び苦情相談窓口）

第 16 条　本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

（附則）

この取扱ルールは、令和５年４月１日から施行します。

・　第７条４項および第８条（４）追記　２０２４年（令和６年）５月７日
・　第５条および第７条（４）にブロック委員関係文言を追記
２０２５年（令和７年）５月１６日